

平成18年4月1日
所 長 裁 定

国立沖縄青少年交流の家 法人ボランティア受入要項

1 趣旨

この要項は、国立沖縄青少年交流の家の企画事業及び受入事業（以下企画事業等）を通してボランティアの活動の場と機会を提供すると共に、青少年の社会性や人間力の向上を図る。

2 受入対象

当所の企画事業等に参加した高校生以上のボランティア希望者を登録する。

3 登録

- (1) 法人ボランティアとして登録、活動を希望する者は、ボランティア登録申込書、ボランティア保険加入書コピー、口座振込依頼書、20才未満の者は保護者の同意書を提出し、登録する。
- (2) 登録の期間は登録した日から当該年度の3月31日までとする。

4 処遇

- (1) ボランティアは、原則として無償とする。ただし、所長が必要と認める場合には有償とすることができる。
- (2) 当所が企画事業等において、ボランティアとして運営補助、指導等を依頼する場合及び法人ボランティア企画事業には、別紙に定めるとおり必要経費を支給する。
- (3) 企画事業等において、ボランティアとして、自主的に活動（当所が依頼しない場合）をするには、必要経費は自己負担とする。
- (4) 法人ボランティアは、法人ボランティア登録時に各自でボランティア保険等（傷害、賠償責任保険）に加入するものとする。

5 活動内容

- (1) 企画事業、受入事業における運営補助
- (2) 法人ボランティアによる企画事業の企画、運営
- (3) 専門的な指導（スノーケリング等）
- (4) その他、施設の維持管理、日常業務等

6 活動の評価

- (1) 活動実績が顕著な法人ボランティアに対しては、所長表彰を行うことができる。
- (2) 外部機関などに対して、活動実績の証明書を発行することができる。

この要項は、平成18年4月1日から実施する。